

第 2 7 回 京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：令和 4 年 1 2 月 2 2 日（木） 午前 1 0 時 2 0 分から 場所：職員会館かもがわ 第 1 会議室

次 第

1 開 会

2 議事等

(1) 報告事項

- 奨学金等返還事務の取組状況・・・・・・・・P.1（資料 1）

(2) 意見聴取

- 法的措置に係る個別審査・・・・・・・・（別紙）

(3) その他

（添付資料）

- ・ 奨学金等返還事務の取組状況（令和 4 年 9 月末日現在）（資料 1）

（参考資料）

- ・ 第 2 6 回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項
- ・ 第 2 6 回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録

奨学金等返還事務の取組状況

1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況（令和4年9月末日現在）

(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）

区分	借受者 全体	完納等 (注1)	(内訳) 令和3返還年度における手続の状況 (注2)					
			完納等 以外 (手続中)	(内訳) 返還状況				
				返還猶予	返還免除	返還請求	返還済 (注3)	未返還 (注4)
人 数	1,404	202	1,202	1	1,009	192	177	15
構成比	(100.0%)	14.4%	85.6%	0.1%	71.8%	13.7%	12.6%	1.1%
手続中			(100.0%)	0.1%	83.9%	16.0%	14.7%	1.3%
返還請求中						(100.0%)	92.2%	7.8%

注1 「完納等」とは、令和2返還年度までに、完納又は全部免除となったことにより、令和3返還年度以降の対応が不要となった者である。

2 令和3返還年度が手続中の者のうち、同返還年度をもって完納又は全部免除となり、令和4返還年度以降の対応が不要となる者は、99人である。

3 「返還済」とは、令和3返還年度分（納期は令和3年10月1日～令和4年9月30日）までを完納している者である。

4 未返還の者の内訳

	返還協議未了	未納付	分納誓約	所在不明	合 計
令和3返還年度分が未返還の者		12			12
令和2返還年度以降分が未返還の者		1			1
令和1返還年度以降分が未返還の者				1	1
平成30返還年度以降分が未返還の者		1			1
合 計	0	14	0	1	15

(2) 令和3返還年度分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）

返還年度	対応件数 (注)	返還猶予	返還免除	返還請求	返還済・収入済	
					未返還・未収入	
R3	1,533 件	2 件	1,271 件	260 件	241 件	19 件
	(100.0%)	(0.1%)	(82.9%)	(17.0%)	(15.7%)	(1.3%)
				[100.0%]	[92.7%]	[7.3%]
	112,140 千円	123 千円	92,423 千円	19,594 千円	18,754 千円	840 千円
	(100.0%)	(0.1%)	(82.4%)	(17.5%)	(16.7%)	(0.8%)
				[100.0%]	[95.7%]	[4.3%]

注 令和3返還年度分について、返還猶予・返還免除・返還請求のいずれかを行う必要がある件数及びその対象額である。

【返還猶予の内訳】

- 在学中のため 0 件
- 収入の大幅な減少のため 2 件
- 所在不明のため 0 件
- 特別な事情 0 件

【返還免除の内訳】

- 死亡のため 0 件
- 障害のため 0 件
- 所得が基準以下のため 1, 271 件

【履行期限の延長の状況】・・・上記「返還請求 260 件」の内数

- 所得が基準以下のため 28 件 (22 人)
- その他特別な事情等 0 件

(3) 令和 2 返還年度分までの督促・催告の実施状況

発行日	督促・催告の対象者 (※)	講じた措置			督促・催告後の返還手続					
		督促	催告	特別催告		完納	分納誓約	免除	猶予	未対応
令和 3 年 12 月 1 日	3	2	0	1	3	0	0	1	0	2
令和 4 年 3 月 11 日	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1
6 月	1	—	未措置	—						1
9 月 1 日	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1

注 1 各発行日に実施する措置は、基本的には次のとおりである。

発行日が属する月	実施する措置		
	令和 2 返還年度分の滞納者	令和 1 返還年度分からの滞納者	平成 30 返還年度分以前の滞納者
令和 3 年 12 月	督促	催告(4 回目)	特別催告(2 回目)
令和 4 年 3 月	催告(1 回目)	—	—
6 月	催告(2 回目)	特別催告(1 回目)	特別催告(3 回目)
9 月	催告(3 回目)	—	—

※ 履行期限が 9 月末日でない者に係る措置のスケジュールは、上記と異なることがある。

個別対応中などの理由により、督促・催告の対象としていない場合がある。

2 ほか、法的措置の前に特別催告、最終催告及び法的措置通知を行う。

3 令和 2 返還年度分（納期：令和 3 年 9 月 30 日）から新たに未納となった者 13 人のうち、11 人は督促の発行日までに返還手続に応じている。

(4) 法的措置対象者

滞納者のうち、督促後、約 1 年をかけて 4 回程度の催告をしても返還に応じず、法的措置の対象となる者及び法的措置等の状況は以下のとおりである。

番号	滞納している債権	滞納額	返還金の年額	法的措置等の状況
1	平成 30 返還年度分から令和 3 返還年度分まで	666,669 円	213,335 円	令和 4 年 4 月 1 日 特別催告 令和 4 年 7 月 7 日 最終催告 令和 4 年 9 月 28 日 民事調停申立て
2	令和 2 返還年度から令和 3 返還年度まで	60,000 円	30,000 円	(未実施)

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（令和3年度決定分）

平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権については、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき返還免除をしており、その決定は、平成19年度返還分から履行期限が到来した債権ごとに行っている。

また、死亡した借受者については、判明した時点で、条例第3条第2項第1号の規定に基づき、死亡者免除として返還残額の全額を一括免除している。

(1) 免除決定対象額（総額） 1,834,035,630 円

(2) 令和3年度免除決定額 20,377,630 円

ア 条例第3条第1項に基づく免除（期限到来による一律免除）

返還対象年度	件数	免除額(円)	免除決定日
R2	272	20,377,630	令和4年3月30日
(参考) 累計	23,599	1,802,524,095	

イ 条例第3条第2項第1号に基づく免除（死亡による免除）

返還対象年度	件数	免除額(円)	免除決定日
R2	(該当なし)	-	-
(参考) 累計	5	1,918,500	

(3) 免除決定額（総額） 1,804,442,595 円

(参考) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況 (令和4年9月末日現在)

1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況 (直近5年分)

返還 年度	対応件数	返還猶予	返還免除	返還請求	収 入	未 収 入
28	1,689 件 (100.0%)	2 件 (0.1%)	1,479 件 (87.6%)	208 件 (12.3%) [100.0%]	208 件 (12.3%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	125,987 千円 (100.0%)	190 千円 (0.2%)	111,157 千円 (88.2%)	14,640 千円 (11.6%) [100.0%]	14,640 千円 (11.6%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]
29	1,682 件 (100.0%)	0 件 (0.0%)	1,478 件 (87.9%)	204 件 (12.1%) [100.0%]	204 件 (12.1%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	125,823 千円 (100.0%)	0 千円 (0.0%)	110,732 千円 (88.0%)	15,091 千円 (12.0%) [100.0%]	15,091 千円 (12.0%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]
30	1,674 件 (100.0%)	0 件 (0.0%)	1,488 件 (88.9%)	186 件 (11.1%) [100.0%]	185 件 (11.0%) [99.9%]	1 件 (0.1%) [0.1%]
	126,592 千円 (100.0%)	0 千円 (0.0%)	111,631 千円 (88.2%)	14,961 千円 (11.8%) [100.0%]	14,934 千円 (11.7%) [99.9%]	27 千円 (0.1%) [0.1%]
R1	1,662 件 (100.0%)	4 件 (0.2%)	1,362 件 (82.0%)	296 件 (17.8%) [100.0%]	294 件 (17.7%) [99.3%]	2 件 (0.1%) [0.7%]
	127,613 千円 (100.0%)	233 千円 (0.2%)	101,684 千円 (79.7%)	25,696 千円 (20.1%) [100.0%]	25,372 千円 (19.9%) [98.7%]	324 千円 (0.2%) [1.3%]
R2	1,640 件 (100.0%)	1 件 (0.1%)	1,371 件 (83.6%)	268 件 (16.3%) [100.0%]	265 件 (16.1%) [98.9%]	3 件 (0.2%) [1.1%]
	123,527 千円 (100.0%)	200 千円 (0.2%)	102,390 千円 (82.9%)	20,937 千円 (16.9%) [100.0%]	20,583 千円 (16.6%) [98.3%]	354 千円 (0.3%) [1.7%]

注1 「対応件数」については、高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ1件としてカウントしている。

2 金額及び構成比については、合計との整合性を取るため、一部四捨五入して表記している。

【返還猶予の事由別内訳】

(単位：件)

返還 年度	在学中	収入の 大幅な減少	所在不明	特別な事情
28	2	0	0	0
29	0	0	0	0
30	0	0	0	0
R1	2	2	0	0
R2	0	1	0	0

【返還免除の事由別内訳】

(単位：件)

返還 年度	死亡	障害	所得が 基準以下	所在不明
28	1	0	1,477	1
29	0	0	1,477	1
30	1	0	1,486	1
R1	0	0	1,361	1
R2	0	0	1,371	0

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（最近5年分）

(1) 条例第3条第1項の規定に基づく免除

返還年度	件数	免除額（円）	免 除 決 定 日
27	1,417	112,918,275	平成29年3月30日
28	1,171	94,352,925	平成30年3月26日
29	959	78,938,725	平成31年3月20日
30	719	60,884,730	令和2年3月30日
R1	510	42,448,705	令和3年3月15日

(2) 条例第3条第2項第1号の規定に基づく免除（死亡による免除）

(処理日ごとに記載)

返還対象年度	件数	免除額（円）	免 除 決 定 日
24～29	1	1,188,000	平成25年10月28日
25～34	1	438,000	平成27年3月26日

第26回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

令和4年7月5日に開催された「第26回京都市奨学金等返還事務監理委員会」において、下記(1)及び(2)の事項について意見聴取を行い、承認された。

○ 意見聴取

(1) 法的措置着手に係る運用の見直しについて **資料1**

奨学金返還事務を取巻く情勢の変化に伴い、借受者間の公平性も考慮し、法的措置着手に係る運用についての見直し案を事務局から資料1により提示し、委員会として承認された。

《見直しの背景》

- ・ 現在、法的措置の対象者を滞納金額が50万円を超える者としているが、奨学金貸与制度の終了から10年以上が経過し、返還残額が50万円を超える者は、返還残額がある借受者の約1割のみであり、今後も返還残額が減少していくこと。
- ・ 連絡対象者が対応を拒否する場合や、連絡対象者が滞納し返還が見込めない場合の折衝窓口を借受者本人へと切り替える際、借受者本人が本市からの再三の対応にもかかわらず応答がなく、返還免除申請等の機会も失われるケースがあること。
- ・ 本市では、債権管理の一層の適正化を図ることにより、負担の公平性を確保するとともに、公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的に、債権管理条例を制定し、債権管理に取り組んでいること。

《変更点》

- ・ 滞納額の要件を廃止。ただし、連絡対象者又は借受者本人から返還方法が示された場合、又は借受者本人が奨学金の貸与について、不知であると考えられる場合を除く。
- ・ 従来どおり民事調停を申し立てることを基本とするが、不成立の場合は、支払督促を申し立てることとする。ただし、滞納額が50万円超の場合、支払督促ではなく、民事訴訟を提起するものとする。
- ・ 借受者本人が返還していたときは、民事調停を申し立てずに、支払督促を申し立てることもできるものとする。
- ・ 法的措置を採る場合、採らない場合のいずれにおいても、奨学金等返還事務監理委員会で意見聴取を行う。

(2) 法的措置に係る個別審査 **審査対象者個票**

審査対象者について、事務局から個票により説明を行った。委員からは、これまでの本市の対応状況等について質問があったものの、法的措置を申し立てることについて承認された。

第26回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：令和4年7月5日（火）10時から

（開始）

○ 事務局（寺井室長）

ただ今から、第26回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中、また、急な依頼の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私、前任の山村の後任で、今年度から共生社会推進室の室長を務めております、寺井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、宮川委員長から本日の会議に急遽行けなくなったと連絡がありましたので、あらかじめ委員長から職務代理者として御指名のある木田委員に、後ほど進行をお願いしたいと思います。

さて、この委員会は、既に御承知のとおり地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するために、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくことを目的として、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例に基づき設置したものでございます。当委員会の会議は、原則公開とし、傍聴席も設けておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

また、お手元に配布しております委員会資料のうち、参考資料として添付しております前回委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に、宮川委員長に御了解をいただいたうえで、私ども共生社会推進室のホームページで公表をさせていただいております。この点も御了承いただきますようお願いいたします。

それでは進行につきまして、木田委員にお願いします。

○ 木田委員

最初に、本日の委員会につきまして、4名の委員のうち、3名の委員が出席されており、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項の規定により、委員の過半数の出席を満たしておりますので、会議が有効に成立していることを確認いたします。

それでは議事に移ります。

本日の議事につきましては、事務局から意見聴取事項が2件予定されています。

それでは、奨学金等返還事務に係る運用の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（中野係長）

事務局の中野です。着席にて説明いたします。

それでは、資料1「法的措置着手に係る運用の見直しについて（案）」を御覧ください。

こちらは、奨学金返還事務を取巻く情勢の変化に伴い、借受者間の公平性も考慮し、法的措置の運用の見直しを行うものです。

まず、「1 現在の運用」でございます。

地域改善対策奨学金等の返還が滞った借受者に対する、民事調停、支払督促及び民事訴訟による法的措置について、手続に着手するかどうかを判断する際の運用を、第5回及び第14回の奨学金等返還事務監理委員会で意見を聴取したうえで定めております。

「(1) 対象者」につきましては、「ア 借受者本人及び保証人を対象」、「イ 資力があるとみなすことができる者」とし、イには、資力がないことが明らかではない者を含みます。ほかに、「ウ 督促後、約1年をかけて4回程度の催告をしても返還に応じない者」、「エ 滞納金額が50万円を超える者」を対象としています。

次に「(2) 方法」でございます。

まず、アについて、話し合う機会を設け、自主的な解決を図ることを目的として、民事調停を申し立てることを原則としますが、相手方が訴訟で争うという意思を示されている場合、民事調停が成立する見込みが低いため、民事訴訟を申し立てるものとしています。過去に法的措置を採ったのは、平成24～25年度に借受者側が訴訟による解決を求めたため民事訴訟を提起した3件で、いずれも平成27～28年度に最高裁の上告棄却により本市勝訴が確定しております。

次に、イについて、1年以内に10年の消滅時効を迎える債権が滞納となっている場合は、支払督促により時効の更新（旧中断）を活用するとしています。

次に、「(3) その他」として、債権額が少額の場合は、取立費用を勘案し、法的措置を行わない場合があるとしています。

次に、「2 見直しの背景」でございます。

まず、(1)について、奨学金貸与制度の終了から10年以上が経過し、返還残額が50万円を超える者は、現時点で返還残額がある借受者の約1割のみであり、今後も返還残額が減少してまいります。

次に、(2)について、連絡対象者が対応を拒否する場合や、連絡対象者が滞納し、返還が見込めない場合に、折衝窓口を借受者本人へと切り替える場合に、借受者本人が本市からの再三の対応にもかかわらず応答がなく、返還免除申請等の機会も失われ、滞納額が増えていく事例があります。

次に、(3)ですが、本市では、債権管理の一層の適正化を図ることにより、負担の公平性を確保するとともに、公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的に、平成29年3月に債権管理条例を施行し、債権管理に取り組んでいるところであります。

続いて、「3 変更後の運用」についてでございます。

まず、対象者について、「1 次のいずれも満たす借受者本人及び保証人」としまして、「ア 資力があるとみなすことができる者」とします。これには、これまでどおり、資力がないことが明らかではない者を含むこととします。ただし、これも同じですが、時効を更新（旧中断）するために支払督促を申し立てる場合は、資力を要件としません。

次に、「イ 督促後、約1年をかけて4回程度の催告をしても返還に応じない者」についても、これまでどおり変更はありません。

次に、現在、法的措置の対象としております「エ 滞納金額が50万円を超える者」の要件を削除します。

ただし、「2」で、1の該当者でも、「以下のいずれかの場合、適用を除外することができる。」としており、「連絡対象者又は借受者本人から返還方法が示された場合」「本人が奨学金の貸与について、

知らないと考えられる場合」「法的措置に係る経費に対し、債権額が少額である場合」とします。

次に、今後の方法についてでございます。

まず、「ア 話し合う機会を設け、自主的な解決を図ることを目的として、民事調停を申し立てることとし、不成立の場合は、支払督促を申し立てる。ただし、滞納額が50万円超の場合、支払督促ではなく、民事訴訟を提起するものとする。」とします。また、「イ 借受者本人が返還していたときは、民事調停を申し立てずに、支払督促を申し立てることもできるものとする。」とします。ただし、これまでどおり「ウ 対象者が訴訟で争うという意思を示している場合は、民事訴訟を提起することもできる。」とします。また、「エ 1年以内に10年の消滅時効を迎える債権が未返還となっている場合は、支払督促を活用し、時効の更新（旧中断）を検討する。」ことも継続いたします。

なお、借受者間の公平性が損なわれないようにするため、対象者に対して法的措置を採る場合、採らない場合のいずれにおいても、奨学金等返還事務監理委員会で意見聴取を行うこととします。

次に、「4 適用開始の始期」について、本日の監理委員会において運用の変更について意見聴取を行い、了承を得られれば、以降適用といたします。

参考資料といたしまして、平成23年6月に開催しました第5回及び平成27年12月に開催しました第14回の監理委員会の資料を添付しております。

○ 木田委員

ありがとうございました。

それでは、只今の意見聴取事項について、委員の方、御質問があればよろしくお願いいたします。

○ 渡邊委員

運用に当たり、今後（案）の対象者について、除外規定として「返還方法が示された場合」とありますが、具体的な基準があるのでしょうか。

○ 事務局（後藤課長）

例えば、口頭で「返す。」と発言される程度では除外する理由にはならないと考えています。どこまで具体的に示されたら「返還方法が示された」と認めることになるのか。今後の運用の中で事例を積み上げていくことになるため、現時点で具体的に返還方法を示されたこととする基準は決めておりません。

○ 松尾委員

渡邊委員の趣旨ですと、「返す」と言うだけでこの要件に当てはまるのではないかという懸念かと思いますが、おそらくそれでは返還の意思を示しただけであって、毎月いくらずつとか、一括で払うとか返還の方法を示されたわけではないので、「返す」と言うだけでは要件に該当しないものと理解しました。

○ 渡邊委員

具体的な方法を示された場合の判断基準はあるのでしょうか。

○ 事務局（森係長）

これまでも滞納される方はおられましたが、運用では、借受者本人や連絡対象者から申し出があった場合に、現年が免除になるか非免除かで対応が分かります。免除になる場合は分納誓約をしていただき、免除期間中の最大5年間、月賦等により、原則、口座振替にして未納が発生しないようにしています。非免除の場合は、原則、一括での返還をお願いしています。

○ 木田委員

その辺りも含めて、個別にこの委員会で判断していくということになるでしょう。

滞納額50万円という分かりやすい基準がなくなることになるため、個別の事例を委員会で判断して、積み上げていくことになろうかと思いますが、この事業自体があと20年以上継続する中、委員は任期で代わっていくので、長期的に公平性が担保されるよう記録等をしっかり引き継ぎしていただきたいと思います。

○ 事務局（後藤課長）

ありがとうございます。これまでも疑義が生じた場合は、委員会にお諮りし、運用を定めてきたところでございます。今後も引き続き、委員の方が交代されましても、借受者間で運用に差が出ないように、それぞれ審議いただいた内容を記録して、代わられた委員の方にも引き継いでまいります。

○ 木田委員

ありがとうございます。その他御意見等ございますでしょうか。

御質問が以上ということでしたら、これまでの意見を踏まえ、委員会として承認することとします。

○ 木田委員

次に、「法的措置に係る個別審査について」ですが、個別事案の審議ということで、借受者に対するプライバシーの保護が必要と認められますので、非公開といたしますが、よろしいでしょうか。

（異議のなし）

○ 木田委員

それでは、非公開とさせていただきます。「個別審査」については、後ほど非公開で行うことにしまして、先に、「その他」に進みます。

折角の機会でございますので、全体を通じまして、何かお気付きの点などがございましたら、よろしく願いいたします。委員の皆様、何かございますでしょうか。

（意見なし）

○ 木田委員

事務局からは、いかがでしょうか。

○ 事務局（寺井室長）

本日の委員会の議事録につきましては、事務局で案を作成し、本日は宮川委員長が欠席されていますので、職務代理者の木田委員に御確認いただいたうえで、公表してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、次回の委員会の開催について御案内いたします。次回の委員会は、臨時の案件がなければ、今年12月頃に開催し、令和3返還年度の取組状況の御報告などをさせていただくことといたしますので、御了承くださいますよう、お願い申し上げます。

○ 木田委員

それでは、ここからは「法的措置に係る個別審査について」を非公開で審議いたします。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

返還が滞った借受者への対応案について意見聴取。以下、個人情報に係らない質問及び回答の概要

○ 木田委員

督促及び催告を含め、これまでどのような対応してきたのか。

○ 事務局（森係長）

本人宅へは時間を変え、何度も訪問し、インターホンで呼出しているが応じてもらえず、不在メモを投函するも連絡がない状況が当初から今現在も継続している。訪問以外に、督促状や催告書等を本人限定受取郵便で送るも、受け取ってもらえず返送される。そのため、特定記録郵便もしくは郵便ポストへ直接投函しているが、まったく反応がない。連帯保証人は、当初は本市の訪問及び電話に対応されていたが、現在は訪問、電話共に応答がない。

○ 木田委員

委員会としての意見を取りまとめる。本件について民事調停を申し立てるということで、異存ないか。

（異存なし）

○ 木田委員

それでは、委員会として承認することとする。

（終了）